

市長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図るため、対外的に交渉する市長、副市長及びこれらの者の代理として当該交渉を行う者の社会通念上必要と認められる交際上の経費（以下「市長交際費」という。）の支出基準及び支出の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 市長交際費の支出区分と内容は、次の各号に定めるとおりとし、社会通念上儀礼の範囲内の額を支出するものとする。

1 慶・祝費

個人や団体等が催す祝事、記念行事、祝賀会、式典等に対するお祝い。

2 弔費・見舞金

市の事務事業と直接かつ密接な関係のあるもの、また、市勢の進展に功績のあったもの等に対する香料、供物、見舞い等を別表に定めるところにより支出する。

3 会費

各種団体等が行う懇親等を目的とする会合等に参加するための経費

(1) 会費の額が定められているときは、当該会費の額とする。

(2) 会費の額が定められていないときは、懇親会などの目的、形式、場所などを考慮した金品とする。

4 賛助・協賛金

各種団体等の活動趣旨から公益性が認められる団体等に対する経費。ただし、市費から負担金、補助金及び交付金を受けていない団体等に限る。

5 贈答費

外部との交渉又は交際に要する土産等の購入に係る経費。

6 その他

上記に規定するもののほか、市政運営上市長が特に必要があると認める経費。

(支出状況の公表)

第3条 市長交際費の支出状況の公表（以下「市長交際費の公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

1 前条に掲げる支出区分

2 支出年月日

3 支出金額

4 支出先等（病氣見舞いなど相手先のプライバシーに特段の配慮を必要とする個人名を除く。）

(公表の時期及び方法)

第4条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

2 市長交際費の公表は、その内容を総務部秘書広報課秘書係において縦覧に供するとともに、佐伯市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表（第2条2関係）

弔費

区 分	細区分	金 額 等	備 考
市議会議員 教育委員 監査委員	本人	生花半対 香料 10,000 円	
	家族	香料 5,000 円	実父母・配偶者・子に限る
自治委員 その他特別職	本人	香料 10,000 円	
市職員	本人	生花半対 香料 10,000 円	
県内他市の市長	本人	香料 10,000 円	
	家族	香料 5,000 円	実父母・配偶者・子に限る
旧佐伯市・南海部郡首長	本人	香料 10,000 円	
旧佐伯市・南海部郡4役	本人	香料 5,000 円	
その他市長が特に必要と認める者	適宜対応		

見舞金

区 分	細区分	金 額 等	備 考
特別職	本人	5,000 円	20 日以上入院した場合